

# 牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2020.01

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ 今年の動き🌀



心待ち(笑)にしていた法改正、今年 10 月から一部が施行されます。

今回の改正は、「建設業の働き方改革の促進」「建設現場の生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」の観点によるもので、①建設業許可基準の見直し(第 7 条関係)、②事業承継(大 17 条の 2 及び同条の 3 関係)、③監理技術者の専任義務の緩和、④主任技術者の配置義務の合理化、⑤経由事務廃止と書類の簡素化、電子申請化についてとなります。

「**経営管理業務の責任者**」**ケイカン**⇒「**経営管理体制**」**タイセイ**?

管理職経験 5 年以上+その者を適切に補助を有する者を補佐する役職に置く…

### 事業承継

合併や分割、相続のとき、どうしても空白期間ができて困っていましたが！ 許可を引き継ぐこととなります。事業に対してですから、法人で、上記の経管(ケイカン)がお亡くなりなられ、その時点で他に経管要件を満たす方がいらっしゃらなければその時点で許可は失効してしまいます。「相続」は、個人事業主による許可の場合をいい、相続は法定相続人です。俗にいう、ナンバー 2 には相続ではなく「営業譲渡」が可能となります。

### 技士補でホッ

現場選任⇒「職務を補佐する者」として一級技士補を専任するのであれば、監理技術者の複数現場兼務を認める。兼務はとりあえずは 2 現場まで。監理技術者の業務・責務はそのまま！

### 専門工事一括管理施工制度

 とりあえず、鉄筋&型枠

下請実施工(作業)を請負う下請け業者は、一定の要件のもとに、主任技術者を置かなくてもいい。監理技術者が必要な(元請かつ下請合計金額 4,000 万円以上)工事は対象外。

### 経由事務廃止と書類の簡素化、電子申請化

令和 2 年～3 年度にシステム構築し令和 4 年度に本格運用していく予定。

10 年分の確認資料も電子で提出可能だそうです。

※でも、新規許可は勿論、更新もできたら直接窓口で申請したいと思います。牟田事務所

急がなくっちゃ！ というものの、ねえ～

建設業の年間の実労働時間は、全産業平均と比べ 300 時間以上長く、製造業と比べても 80 時間も長い状況です。昨年施行された改正労働基準法では、時間外労働は、原則月 45 時間かつ年間 360 時間までです。建設業は猶予期間があるというものの令和 6 年 4 月からは、同じ上限規制が適用されます。やはり、外国人材にも活躍してもらわないと…でしょうか？小泉

## ★運送業★

### ～2019年改正された貨物自動車運送事業法～

2019年4月1日から施行された働き方改革。運送業は猶予がありますが2024年度からは時間外労働の上限が960時間/年になります。月換算80時間以内、週換算20時間！会社がドライバーにとって働きやすい環境を整えられるように7月1日と11月1日に施行されました。

#### ① 7月1日施行

荷主対策の深度化～荷主も一緒に取組む運送業働き方改革～

1. 荷主配慮義務の新設
2. 荷主勧告制度強化（荷主の企業名等公表）
3. 国土交通大臣による荷主への働きかけ



#### ② 11月1日施行

規制の適正化～効果的な規制を明確に 新規参入のハードルUP～

- ・欠格期間の延長等、・許可の際の基準の明確化、・約款認可基準の明確化
- 事業者が遵守すべき事項の明確化～車庫の整備、社保や車両の任意保険の加入が明文化～
- ・輸送の安全に係る義務の明確化、・事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

確かに、「**運んでナンボ**」の世界です。労働時間を減らすということは、運ぶ量も減る、というわけですから、それでいてドライバーさんの「給料」を維持していくには、運送会社だけではできません。荷主さんと一般消費者の協力がなくては、ドライバーと言う職業がなくなってしまいます。所長がよく「**大根1本**」の話をしませんが、僕もそう思います。田口

### ～2020年の動き～

#### ① 2020年施行

標準的な運賃の告示制度の導入

荷主への交渉力の弱い運送事業者のために国土交通大臣が標準的な運賃の告示制度を導入します。労働条件の改善・事業の健全な運営のために！運賃アップでドライバーの労働時間を短縮しても安心して暮らせる賃金制度を構築していきましょう！



#### ② 働き方改革の見える化

昨年からお伝えしています「ホワイト経営」、運送業のドライバー不足に対応して、労働条件や労働環境の改善を図るため、長時間労働の是正に積極的に取り組む優良運送会社を認証する制度が今年度内にスタートします。待ちにまった「ホワイト経営」です。

求人募集にも役立つ「星」、最初はどこにたさまに限らず星ひとつからスタートです。

Gマーク（安全性優良事業所認定）が安全に特化していることに比べ、ホワイト経営（運転者職場環境良好度認証制度）は、**運転者さんの働きやすさの環境**が整っていることの認証です。

ハローワークでの求人も別枠になります。

牟田事務所では、社労部門が後押し、リードして「**働きやすい職場**」の実現を目指します。まずは、星ひとつから取得です。

美幸

## ★産廃業★

### ■ 2019年の産廃業界を振りかえり

2019年は大きな改正はありませんでしたが、2018年大改正を受けての改善施策が続々と実施され始めた1年でした。特に皆さんに身近な電子マニフェストについて、多量排出事業者に対し下記の実施がありました。

- ・電子マニフェスト対応業者との契約推奨
- ・処理計画の提出
- ・JWNETへの加入義務化

H28年に発覚した食品廃棄物の不正処理事件を受けての改正策実施は引き続き2020年も控えており、事件の与えた影響の大きさが伺えますね。現時点では多量排出者が対象ですが、今後この流れは排出事業者全てが対象になっていくものと思われます。

### ■ 2020年の産廃業界を大予想

#### ○電子マニフェストの一部義務化

2020年4月に一斉実施。前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場から特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合のみ義務対象となります。同一の事業場から発生するものであってもいわゆる普通産廃やPCB処理を委託する際は、まだ紙マニフェストの使用も可能です。

ちなみにですが、電子マニフェストの登録期限は土日祝及び12月29日～1月3日を含めず3日以内に見直されました。お盆の長期休暇期間や会社の創立記念日等は含まれないので注意です！



#### ○エアコン2020問題

モントリオール議定書で定められた代替フロン全廃のリミットが、いよいよ2020年にやって来ます。危険性の認知が進み、ノンカーボン製品がすっかり主流となりましたが、会社や家庭には代替フロンが使われている歴戦の古いエアコン達がまだまだ現役でいるとか。すぐに使えなくなるわけではありませんが、入替えを検討するところも少なくはないでしょう。処理が追い付かず行き場を失ったエアコンが…なんてことにならないといいのですが…

**優良認定**がだいぶ主流になってきたように感じますが、「決算内容を公開するのに抵抗が・・・」「毎年の実績公開が面倒」や「ISO認証を取るとなると専属の事務員さんを置かなきゃいけない」など躊躇される事業者さんも多くいらっしゃいます。

でも！**2020年は挑戦**してみませんか？

決算書の内容、全部さらけ出さなくていいんです。隠せる部分は隠しましょう。

毎年の実績公開 牟田事務所がお手伝いします。

ISOなんて取らなくていいんです。**エコアクション21**の取得から始めましょう。

**牟田事務所が全面的にサポート**します。ぜひご連絡ください。 白木 慧菜

# 海コン特車申請不要に！！

令和元年 7 月 31 日から重要物流道路のうち、国際海上コンテナ車（40ft 背高）特殊車両通行許可不要区間として指定された道路では**特殊車両通行許可が不要**になりました。

## 対象車種

一定の重量・寸法の範囲内の 40ft 背高国際海上コンテナの運搬用セミトレーラ（シャーシ回送時も含む）



## 必要な手続き

あらかじめ、業務支援用ETC2.0を装着し、当該車両の情報及び装着した車載器に関する情報を登録。通行時には次の①又は②を携行しなくてはなりません。

- ① 現に運搬しているコンテナに係る機器受渡証（E I R）
- ② ドライバーに対し運搬を指示する書面で、以下の内容が記載されているもの

海コンの運送は荷主さんのトレーラー全台を包括して特殊車両通行許可申請を行っていました。時にはトラクタ 1 台についてトレーラー 100 台なんて申請も……。車種は限定されているものの、許可不要は大きな改善点です。

## 改正健康増進法 ～受動喫煙対策～

東京オリンピックの開催に向け、禁煙に対する意識が日本全国で向上しています。健康増進法が改正され、オフィスや飲食店など 2020 年 4 月 1 日から全面的に受動喫煙対策を実施しなくてはいけなくなります。

### タバコとの親和性が高かった風俗営業……

パチンコや麻雀と言えばタバコを吸いながら……ってイメージが強いですが、

今のパチンコ屋さんはどこも分煙で、喫煙室があります。

これから分煙対策をするには客室面積と営業面積の変更が伴うため風営法による構造変更申請手続きを行わなくてはなりません。



### ◆構造変更承認申請

承認がでるまでおよそ 1 ヶ月間の期間がかかり、この手続きをしないで構造設備を変更した場合には営業許可の取消しや刑事罰などの厳しい処分を受けることになります。

### ◆変更届出

軽微な構造変更の場合には、変更後に都道府県公安委員会に変更届出を行う必要があります。

所轄への事前相談も含め、ご不明な点は牟田事務所へご相談ください。